

ひ広報

ひのはら

3 月号

令和 8 年
(2026 年)
No.562

一期一会



・・・主な内容・・・

檜原村職員給与等の状況.....	2～3
檜原村物価高騰対策臨時支援事業檜原村地域振興券を交付します.....	4
住宅入居者募集.....	5
後期高齢者医療制度への加入について.....	11
認可外保育施設利用者補助金について.....	16

檜原村職員給与等の状況

檜原村職員等の給与は、給与条例、予算等の村議会における審議を通して十分な論議がなされた後に決定されています。村民の皆さまに一層のご理解をいただくため、そのあらましをお知らせいたします。

(各表は令和6年度決算統計及び令和7年給与実態調査等に基づいて作成しています)

◆人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	実質収支	人件費比率 (B/A)	昨年度の人件費比率
令和6年度	(7.3.31 現在) 1,910人	3,980,552 千円	599,550 千円	156,614 千円	15.1%	15.6%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

◆職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当りの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和7年度	49	189,001 千円	94,307 千円	92,760 千円	376,068 千円	7,675 千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。 2. 給与費は、当初予算に計上された額です。

◆職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
檜原村	318,088 円	419,247 円	40 歳 2 月
東京都	325,837 円	470,901 円	42 歳 3 月

◆職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		檜原村	東京都	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	225,500 円	225,500 円	総合職 230,000 円 一般職 220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	297,275 円	340,400 円	377,266 円
	高校卒	275,100 円	該当者なし	該当者なし

(注) 経験年数とは卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

◆一般行政職の等級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	計	
標準的な職務内容	主事(補)	主任	係長・課長補佐	課長	—	
職員数	21人	5人	16人	9人	51人	
構成比	41.2%	9.8%	31.4%	17.6%	100.0%	
参考	1年前の構成比	40.0%	14.0%	32.0%	14.0%	100.0%

(注) 1. 檜原村の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

◆職員手当の状況

区 分			檜原村		東京都		国	
			期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
勤 勉 手 当	6年度 支給割合	6月期	1.200月分	1.125月分	1.200月分	1.125月分	1.250月分	1.05月分
		12月期	1.300月分	1.225月分	1.300月分	1.225月分	1.250月分	1.05月分
		3月期	一月分	一月分	一月分	一月分	一月分	一月分
	計	2.50月分	2.35月分	2.50月分	2.35月分	2.50月分	2.10月分	
退 職 手 当	令和7年 4月1日 現在	勤続20年	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
		勤続25年	23.00月分		23.00月分		19.6695月分	24.586875月分
		勤続30年	30.50月分		30.50月分		28.0395月分	33.27075月分
		勤続35年	43.00月分		43.00月分		39.7575月分	47.709月分
	最高限度	43.00月分		43.00月分		47.709月分	47.709月分	
加算措置		定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特別措置 (2~45%加算)		

◆特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	村 長 677,000円
	副村長 595,000円
報 酬	議 長 325,000円
	副議長 279,000円
	議 員 261,000円
期 末 手 当	(6年度支給割合)
	村 長 6月期 2.325月分
	副村長 12月期 2.525月分
	計 4.850月分
	(6年度支給割合)
	議 長 6月期 1.750月分
副議長 12月期 1.950月分	
議 員 計 3.70月分	

◆部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和7年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和 6年	令和 7年			
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	14	14	0	
	税 務	4	4	0	
	民 生	7	9	2	増員
	衛 生	3	1	△2	欠員
	労 働	0	0	0	
	農林水産	7	7	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	3	2	△1	派遣受入れ
	小 計	42	41	△1	
部 特別行政	教 育	7	7	0	
	小 計	7	7	0	
会 計 部 門	水 道	2	2	0	
	下 水 道	1	1	0	
	病 院	8	9	1	増員
	そ の 他	5	5	0	
	小 計	16	17	1	
合 計	65	65	0		

(注) 職員数は、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員を除いています。

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方
リフォームや空家解体のご相談など
お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社

檜原村 792-13 (笹平)
TEL: 042-519-9117

Tokyo Mountain
https://tokyomountain.com
info@tokyomountain.com

東京都知事(1)第106189号
公益社団法人 全日本不動産協会 正会員
公益社団法人 不動産保証協会 正会員

お知らせ

檜原村物価高騰対策臨時支援事業 檜原村地域振興券を交付します



見本

有効期間 令和8年4月 1日(水)から
令和8年9月30日(水)まで

発行者 檜原村

●地域振興券の有効期間

令和8年4月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで

●利用場所

登録してある村内の取扱店でのみ利用できる券になります。

取扱店の詳細は地域振興券の折込をご参照ください。

檜原村観光協会のホームページに掲載しています。

●利用制限・釣銭

1度に使用できる地域振興券の枚数制限はありません(何枚でも利用可)

地域振興券だけの支払いでは、つり銭は出ません。

地域振興券と現金併用払いの時は、現金の範囲でつり銭が出ます。

●利用できないもの

換金性の高いもの(ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等)や、公序良俗に反するもの、国・地方公共団体への支払いには利用できません。

●その他

地域振興券の交換又は譲渡、売買はできません。

地域振興券の盗難、紛失、破損等に対して再発行はいたしません。

◎ 問い合わせ先 檜原村観光協会 TEL 042-598-0069
産業環境課観光商工係 TEL 042-598-1011 内線 122・128

檜原村移住定住促進ワークショップ を開催します

檜原村における移住定住施策を推進するための計画を策定するにあたり、移住定住に関する課題の把握や解決策を検討し、広く村民の意見を反映させるため、檜原村移住定住促進ワークショップを開催します。つきましては、下記のとおり参加者を募集いたします。

資格：檜原村内に在住し、令和8年4月1日現在で満20歳以上の方

人員：2名

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(会議の開催回数2～3回 ※平日の日中に開催します。)

申込み：ワークショップ参加申込書を3月30日(月)までに檜原村役場西庁舎まで持参してください。
(土、日、祝日除く午前8時30分～午後5時)
(申込書は村ホームページ及び檜原村役場西庁舎で配布しています)
応募者多数の場合は、抽選により決定させていただきます。

◎ 申込み・問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

住宅入居者募集

下記のとおり、公営・村営住宅の入居者を募集します。

住宅名	所在地	募集戸数	使用料(月額)
公営本宿住宅	檜原村575番地	1戸(3号棟)	収入基準に基づきます
村営上川乗住宅	檜原村1359番地1	1戸(4号)	27,000円

【公営住宅申込者の資格】

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。(60歳以上の方、障がい者等の方は単身で入居できることがあります。)
- ②入居する人の収入が基準額以下であること。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④村に住所又は一定の勤務場所を有すること。
- ⑤入居予定者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【村営住宅申込者の資格】

- ①過去2年間において、市(区)町村民税の滞納がないこと。
- ②現に自ら居住するため住宅を必要としていること。
- ③村に住所又は一定の勤務場所を有する者、若しくは有することが村営住宅の使用により確実と認められる者であること。
- ④入居予定者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【募集の案内及び申請書の配布】

檜原村役場西庁舎1階 企画財政課むらづくり推進係 土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時

【申し込み期間】

令和8年3月2日(月)から27日(金)まで ※必着
詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

住民税申告（村民税・都民税）および 村役場での確定申告の受付について

住民税申告及び令和7年分所得税確定申告の受付は以下のとおりとなります。

住民税（村民税・都民税）申告受付について

令和8年3月13日（金）以降も引き続き、村民課税務係で受付いたします。

村役場での確定申告受付について

令和8年3月12日（木）まで

（青梅税務書への申告書送付準備のため、ご了承ください。）

※3月13日（金）以降は、青梅税務署での申告受付となりますのでご注意ください。

◎ 問い合わせ先 住民税申告について 村民課税務係 内線 112
確定申告について 青梅税務署 Tel 0428-22-3185

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

檜原村公の施設の指定管理者監査

- 1 対象施設 登録有形文化財旧高橋家住宅
- 2 実施日 令和8年1月28日（水）
- 3 目的 檜原村公の施設の指定管理者監査は監査基準に準拠し、公の施設の指定管理者の事務執行が、檜原村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例、各施設の管理に関する協定書に沿って行われているかを確認すること。
- 4 結果 地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施した結果、指定管理者により協定内容に基づき、適正かつ効率的に施設運営がされており、良好な管理がなされていると認められました。

※ 報告書については、檜原村ホームページで閲覧することが出来ます。

例月出納検査

- 1 対象 令和7年度12月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和7年度12月分 2公営企業会計
- 2 実施日 令和8年1月28日（水）
- 3 審査方法 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。
- 4 結果 令和7年度12月分一般会計及び5特別会計、令和7年度12月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていました。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

あなたの犬に 狂犬病予防注射を

令和8年度狂犬病予防定期集合注射を実施します。

生後91日以上の子犬の飼い主は、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に年1回受けさせなければいけません。

注射の当日は、必ず狂犬病予防注射済票交付票をお持ちください。また、その裏面の狂犬病予防注射予診票を必ず記入してください。

注射を受ける時の注意事項

- (1) 犬の体は清潔にし、犬を確実に扱える方が連れてきてください。
- (2) 犬が病気、妊娠等で異常がある時、以前注射を受けて不調になったことがある場合は、注射前に申出てください。
- (3) 鑑札、注射済票は犬の首輪につけて来てください。
- (4) 犬の糞を始末するビニール袋を用意し、糞をした場合、持ち帰ってください。

注射料金 合計3,750円(釣り銭のないようにお願いします。)
 [内訳] 予防注射料金 3,200円 注射済票交付手数料 550円

狂犬病予防注射済票交付票の内容に変更のある方

- (1) 犬の飼い主が変わった場合や、住所変更などで昨年と登録した内容が違う方は、産業環境課生活環境係に変更届(鑑札と注射済票を持って)を提出してください。
 - (2) 飼っていた犬が、死亡して現在犬を飼っていない方は、産業環境課生活環境係に死亡届(飼っていた犬の鑑札と注射済票を持って)を提出してください。
 - (3) 犬の鑑札をなくしてしまった方は、定期集合注射の前に産業環境課生活環境係で鑑札の再交付を受けてください。(再交付手数料 1,600円)
- その他定期集合注射でわからない点がありましたら、下記へお問い合わせください。

令和8年度 狂犬病予防注射定期集合注射日程表

月日	会場名	時間	月日	会場名	時間
4/9 (木)	たから荘駐車場	午前10:00~ 午前10:05	4/10 (金)	小泉民行氏宅前	午前10:00~ 午前10:05
	小林壽美夫氏宅前	午前10:10~ 午前10:20		土屋國武氏宅前	午前10:15~ 午前10:20
	坂本美男氏宅前	午前10:25~ 午前10:30		樋里コミュニティセンター	午前10:25~ 午前10:30
	人里コミュニティセンター	午前10:40~ 午前10:45		小沢コミュニティセンター	午前10:35~ 午前10:40
	上川乗バス停前	午前10:50~ 午前10:55		神戸国際マス釣場駐車場	午前10:50~ 午前10:55
	南郷コミュニティセンター	午前11:05~ 午前11:10		白倉バス停前	午前11:00~ 午前11:05
	柏木野消防機具庫前	午前11:20~ 午前11:25		市川治男氏宅前	午前11:10~ 午前11:15
	やまぶき屋駐車場	午前11:30~ 午前11:35		ひのはら四季の里前駐車場	午前11:20~ 午前11:25
	笹野バス停前	午前11:40~ 午前11:45		檜原村役場	午前11:30~ 午前11:35
	下元郷村営駐車場	午後 0:00~ 午後 0:10			
	福祉センター	午後 0:15~ 午後 0:20			

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

お知らせ

檜原村ゼロ・ウェイストの取り組み キエーロを設置しました

村では、土の中にある微生物の力を利用して生ごみを分解・消滅させる生ごみ処理容器「キエーロ」を役場に設置し、試験運用を行っています。

現在、このキエーロで給食センターの生ごみを処理し、生ごみの減量化を進めています。
今後も、ごみ減量化と資源化を推進していきます。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 Tel 042-598-1011 内線 121・127



3月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

日時 3月25日(水) 午後1時～3時

場所 檜原村役場3階 302会議室

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブルをお届けします

御会食・お祝・法事・おせち料理

注文合計 8,000 円以上

未済・村外※は+配達料500円で配達

※あきる野市・日の出町の一部

檜原村内
配達OK



☎ 080-7227-8781

お気軽にご相談下さい! LINEやInstagramからも



http://tatsushuu.tokyo 檜原村2005

建築一式工事業

都知事許可(般-6)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2 (代) TEL 598-0551

FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

4月の人権・行政相談

日時 4月9日（木）午後1時～午後3時
対象者 村内在住の方

場所 檜原村役場3階住民ホール
相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111

司法書士による無料法律相談

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

日時 4月9日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）

場所 檜原村役場3階住民ホール 対象者 村内在住の方 相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111
東京司法書士会三多摩支会 Tel 042-527-1919

日本年金機構からのお知らせ

◎国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

〈対象者〉

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する方で、ご本人の前年所得が一定額以下であることが条件です。

〈申請方法〉

役場1階村民課窓口もしくはお近くの年金事務所で手続きが可能です。

〈必要書類〉

- ①マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書
- ②在学期間が分かる学生証または在学証明書（原本）

年金事務所での年金の相談は事前予約を

◎年金の相談や受給手続は事前予約を

年金見込額等のご相談、年金の請求・受給者死亡等の手続は、事前の予約をご利用いただくことで、お客様のご都合にあわせてスムーズに対応できます。ぜひご利用ください。

お電話でのご予約の際は、基礎年金番号のわかるものをご準備ください。

◎予約方法

- ・インターネット予約 「日本年金機構 予約相談」と検索（午前8時～午後11時30分）
- ・予約受付専用電話番号 ☎0570-05-4890（平日：午前8時30分～午後5時15分）

◎ 問い合わせ先 ねんきんダイヤル Tel 0570-05-1165

住所の異動（転入・転出など）の届出は お早めに（14日以内に）

住所の異動（転入・転出など）がある場合、14日以内に届出をしてください。

また、住民基本台帳事務を取り扱う村民課村民保険係では、なりすましによる虚偽届出の防止のため、届出をされる皆様（届出人）に本人確認を行っています。本人確認を行う際は、マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書などをご提示いただくことになります。

虚偽行為を未然に防ぐための大切な本人確認です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、届出はご本人またはご本人と同じ世帯の方が行うことができます。代理人が届出を行う場合は、委任状をご用意ください。

届出関係一覧

●転入届

▽転入をした日から14日以内

▽必要なもの

転出証明書（前住所地で発行）

※マイナンバーカードで転出手続きをされた方はマイナンバーカード
（下記は該当するもののみ）

認印、マイナンバーカード、世帯主の資格確認書、子ども（18歳まで）全員の資格確認書、
介護保険認定者は受給資格証明書、各種障害者手帳

●転出届

▽あらかじめ（転出後14日以内を含む）

▽必要なもの

（下記は該当するもののみ）

認印、マイナンバーカード、国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護
保険被保険者証、子どもの医療証、印鑑登録証

▽転出手続きの際に、転出予定先の住所及び転出予定日を異動届に記入していただきます。

～マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます～

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルを通じてオンラインによる転出手続きが可能です。このサービスを利用すると、転出にあたり檜原村役場への来庁が原則不要となります。

※転入先の市区町村窓口で転入の手続きをする必要があります。

詳しくはこちら→



●**転居届**

▽転居をした日から14日以内

▽必要なもの

(下記は該当するもののみ)

認印、マイナンバーカード、国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証、子どもの医療証、各種障害者手帳

●**世帯変更（世帯合併・分離・構成変更・世帯主変更）**

▽変更があった日から14日以内

▽必要なもの

(下記は該当するもののみ)

認印、国民健康保険資格確認書（世帯主が変更する方全員）

※届出期間を経過して届出をした場合は、経過した理由等を届出期間経過通知書に記入していただく場合があります。

届出受付時間・場所

▽午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始除く）・役場1階村民課窓口

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

**後期高齢者医療制度への
加入について****～65歳以上の方も障害の状態により加入することができます～**

後期高齢者医療制度の加入者は、広域連合内に居住する75歳以上の方及び65歳以上の一定の障害がある方です。

75歳以上の方は、今まで加入していた医療制度（国保・健康保険・共済組合など）から後期高齢者医療制度に自動的に移行されます。65歳以上の一定の障害がある方については、申請することにより、現在加入している医療制度から後期高齢者医療制度へ移行することができます。

移行した場合、負担割合については、所得に応じて1・2・3割のいずれかになります。保険料についても、所得を基に計算されますが、今まで加入されていた医療制度の計算方法と相違し、保険料額が変わる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

令和8年度交通災害共済「ちょこっと共済」 加入申込みについて

「ちょこっと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故によるケガでの入院・通院日数に応じて、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

申込み方法

加入を希望される方は以下の受付窓口までお越しいただくか、インターネット申込みをご利用ください。（自治会による取りまとめは廃止しました）

受付窓口

- ・役場1階村民課
- ・やすらぎの里ふれあい館1階

加入できる方 村内に住民登録をしている方

会費（年間） Aコース 1,000円 Bコース 500円

見舞金 コースごとに設定され、交通災害の程度によって共済見舞金は異なります。

申込書の配布 申込書は2月の広報ひのほらに折り込まれています。

役場1階村民課、やすらぎの里ふれあい館1階に設置しています。

公費負担加入者

次の方々は、村費負担でBコースに加入しますのでお申込みの必要はありません。

差額500円を自己負担することでAコースへの変更も可能です。＊コース変更はお申込みが必要です。

◎村内に住民登録のある小・中学生 ◎消防団員（機能別消防団員を含む）

現在加入している方へ

現在加入されている方の共済期間は、令和8年3月31日満了となります。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線111
ちょこっと共済ホームページ <https://chokottokyosai.jp>

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ



補聴器の
お取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





ACOS 三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

軽自動車等の課税に伴う 登録変更の手続きについて

軽自動車税は、4月1日現在の登録名義人等に課税されます。
お持ちの軽自動車等が以下のような場合は、登録変更の手続きを3月中に済ませてください。

- ☆譲渡したとき
- ☆使わなくなったとき
- ☆住所を変更したとき
- ☆紛失・盗難にあったとき

なお、令和8年度軽自動車税納税通知書は5月上旬に送付いたします。

登録変更手続き先

●排気量が125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車

(いずれも標識番号が「檜原村」または「桧原」で始まるもの)

手続、問い合わせ先：檜原村役場 村民課 税務係

●排気量が126cc以上のバイク（標識番号が「八王子」または「多摩」で始まるもの）

手続・問い合わせ先：東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所

八王子市滝山町1-270-2 ☎050-5540-2034

●軽自動車（標識番号が「八王子」または「多摩」で始まるもの）

手続・問い合わせ先：軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所

青梅市新町6-18-2 ☎050-3816-3103

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 117

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と 固定資産課税台帳の閲覧ができます

固定資産税は、1月1日現在村内に土地・家屋および事業用償却資産を所有している方に課税されます。
課税内容については、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧により、他の固定資産と価格等が比較できます。

所有の固定資産が1月1日現在の状況と異なる場合、課税される税額に過不足が生じる恐れがあります。
また、1月1日現在の状況を確認することができない場合、修正が困難となることもありますので、変更がありましたらお早めに相談いただきますようお願いいたします。

縦覧期間及び閲覧料 令和8年4月1日（水）～5月29日（金）（土日・祝日は除く）

上記期間中は無料（期間終了後は1件につき200円）

時 間 午前8時30分～午後5時15分 **場 所** 檜原村役場1階 村民課 税務係

縦覧・閲覧のできる方

- 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧
固定資産税の納税者と家族など代理権がある方

- 「固定資産課税台帳」の閲覧

固定資産税の納税義務者、代理人、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利がある一定の方

※本人確認等のため、運転免許証等の本人確認書類、納税通知書、課税明細書、委任状等が必要となります。

なお、令和8年度固定資産税納税通知書は5月上旬に送付いたします。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 114

税金の納め忘れはありませんか？

過年度及び令和7年度の村都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、すでに納期限が過ぎています。まだ、納税されていない方は、至急お納めください。

村では、何らかの事情により納税が困難な方の納税相談を随時受け付けていますが、正しく納税されている方がいる一方、一部の滞納者により税の公平性の確保が危ぶまれています。既に納付されている方との公平性を保つため、滞納者に対しては下記のような対応があります。

延滞金

納期限が過ぎた税金については、税額、滞納期間に応じて延滞金が発生します。

財産調査

金融機関、勤務先、生命保険会社等へ預貯金額・給与等の調査を行います。

差押・捜索

預貯金・給与・不動産等、自動車・オートバイ等の差押を行います。
差押物件を発見するために自宅等の捜索を行います。

公売

押収した差押物品や不動産等の差押物件を売却し、その代金を納税に充てます。

※滞納状況によって、村の各種補助制度が受けられない場合があります。

◎ 納税に関する相談・問い合わせ先 村民課税務係 内線 114・117

〈広告〉

健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
 - ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
 - ・寝たきりや車いす生活の方
 - ・デイに通っていても利用できます
 - ・無料にてお試しマッサージもできます
- * 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は
医師の同意書が必要になります

はりきゅう・りあん

あきる野市淵上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

* 当院より直線16キロが範囲となります

福祉・けんこう

3月の栄養相談

【日時】 3月11日（水） 3月25日（水）

午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター

（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師が相談に応じます。

4月の 精神保健巡回相談

【日時】 4月9日（木）

午前10時～正午

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守します（費用無料）。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。詳細については、お問い合わせください。

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

子育て支援保育料等補助金交付申請について

保育所等に在籍する児童の保護者の負担を軽減し、子育て支援を図る目的で、利用者負担額等の補助を行っています。

○補助対象者 令和7年10月分から令和8年3月分までの利用者負担額等を令和8年3月末日までに完納した保護者の方が対象です。

○補助金額 ・第1子…月額利用者負担額等の2分の1

・第2子以降…月額利用者負担額等の全額

※第1子及び第2子以降の子どもとは、同一世帯内の18歳未満の子どもとします。

※認可保育所以外へ通われている方につきましては、補助金額が異なります。詳しくはホームページをご確認いただくか、下記までご連絡ください。

檜原村ホームページ <https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/0000000411.html>



◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

福祉・けんこう

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 598-0513

FAX 598-0047

認可外保育施設利用者補助金について

認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、保育料等の補助を行います。

- 補助対象者 令和7年10月分から令和8年3月分までの保育料等を令和8年3月末日までに完納した保護者の方が対象です。
- 補助金額 認可外保育施設の利用にかかる保育料から施設等利用費を除いた金額を基準額と比較して少ない金額

区分	基準額(円/月・人)	
0～2歳児	住民税課税世帯	40,000円
	住民税非課税世帯	38,000円
3～5歳児	40,000円	

※通園送迎費、食材料費、行事参加費、日用品等の費用は補助対象外です。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122 内線 233

檜原診療所からのお知らせ 花粉症対策

関東では、毎年2月から4月にかけてスギやヒノキの花粉飛散量が最も多くなります。花粉は一年を通じて飛散していて、5月はイネ科、8月下旬から9月はブタクサ科の花粉が多く飛散します。そのため、日々の花粉症対策が重要です。

花粉症を予防するには

- 花粉を避ける
 - ・顔にフィットするマスク、メガネを装着しましょう
 - ・花粉飛散の多い時間帯（昼前後と夕方）の外出を避けましょう
 - 花粉を室内に持ち込まない
 - ・花粉が付きにくい素材の衣類を着用し、家に入る前に服や髪についた花粉を払い落としましょう
 - ・手洗い、うがい、洗顔、洗髪で花粉を落としましょう
 - ・換気方法を工夫しましょう
 - ・洗濯物や布団の外干しを控えましょう
- （まだ花粉症になっていない方が、花粉をできるだけ避けることで、将来の発症を遅らせることも重要です。）

受診のタイミング

毎年花粉症の症状が出る方は、本格的な花粉飛散開始の前までには、お薬を準備し使用を開始することをお勧めします。飛散開始時期や症状がごく軽いときからお薬の使用を開始することで、症状が抑えられることがわかっています。

◎ 問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品
防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検
建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

safety@sft-bousai.com

成年後見制度利用促進に係る 利用助成金の交付について

成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが困難な方に対し、申立経費及び報酬の一部を助成します。

助成金を受けることができる方（AまたはBかつAまたはイまたはウ）

A 村内に住所があり、居住している方。ただし、他の区市町村が介護保険の保険者、生活保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付の実施機関、老人福祉法による措置の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費の決定機関（以下、これらを「保険者等」という。）の場合を除く。

B 村外の施設等へ入所、入所等に伴って転出した方で、保険者等が檜原村となっている方

ア 生活保護法による被保護世帯に属する方

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付世帯に属する方

ウ その他成年後見制度の利用に係る費用の負担が困難であると村長が認める方

補助金の額

○申立費用助成額		118,000円 / 件（上限）
○報酬費用助成額	在宅	28,000円 / 月（上限）
	施設	18,000円 / 月（上限）

助成対象期間

申立費用は審判が確定した日から、報酬費用は報酬付与審判があった日から起算してそれぞれ1年以内とします。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです!!

檜原村地域包括支援センターでは、高齢者の皆様の生活を支えるため日々活動しています。皆様の権利を守る業務の中には高齢者虐待に対応することも役割に掲げられています。

そこで、高齢者虐待とは…

経済的

お金を使わせない、必要な額を渡さない
本人の預貯金を本人の意思に反して使用する

性的

懲罰的に下半身を裸にして放置する
キス、性器への接触、性行為を強要する

心理的

子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、
無視する

身体的

叩く、殴るなどの行為
紐で固定して動けなくする

介護・世話の放棄・放任

空腹・脱水・栄養失調のままの状態にする
オムツを替えない、劣悪な状況に放置する



高齢者虐待防止法では、虐待を発見した場合、速やかに市町村に通報する義務が定められています。通報した方の秘密は守られます。また、高齢者虐待防止法は処罰を目的としているのではなく、もう一度家族が寄り添って生活をしていくことを目指しています。介護をしている方が心身ともに疲労し、追い詰められていることも虐待の原因の一つに挙げられています。困ったときや悩んだときは地域包括支援センターにご相談ください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

かけこみ運動教室

脳に刺激を与えながら、関節の痛みなどの緩和や改善に役立つ運動方法をお教えします。

【日程】 ※すべて金曜日（1回だけの参加も大歓迎です。）

4月10日、4月17日、4月24日、5月8日、5月15日、5月22日

【時間】 集団指導（5回） 第1部：午後1時45分～午後2時45分 第2部：午後3時～午後4時
個別指導（1回） 午後1時45分～午後5時の間で1人20分程度（予定）

【会場】 やすらぎの里

★参加ご希望の方は、下記までお申込みください（参加費無料）。

なお、個別指導は先着順になります。

★1部、2部の内容は同じです。

★定員は各部10名程度です。

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

教育・文化

檜原村入学祝金を支給します

檜原村では、児童・生徒の小・中学校等への入学を祝い、健全な子育ての増進に資する目的で、入学祝金を支給します。

対象は令和8年4月に小・中学校等に入学する児童・生徒の保護者です。

今年度から口座振込での支給に変更させていただきます。対象者へは郵送にて資料を送付いたします。必要事項を記入のうえ、檜原村教育委員会まで提出して下さい。

村外の小・中学校等に入学する場合は別途申請が必要となります。支給申請の期間は4月1日（水）～8日（水）までの間とします。必ず期限内に申請を行ってください。

※申請書は教育課窓口にあります。

◎ 問い合わせ先 教育課学校教育係 内線 221

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか? 皆様の申込みを随時お待ちしております。※現在、水彩画教室は満員のため募集を停止しています。

○場 所 檜原村福祉センター又は檜原村役場 ○参加費 無料 ○対 象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

図書館からのお知らせ

○第174回 芥川賞・直木賞の受賞作品が発表されました いずれも図書館に蔵書しています。

〈芥川賞〉
「時の家」 鳥山 まこと
「叫び」 畠山 丑雄

〈直木賞〉
「カフェーの帰り道」
嶋津 輝

○新しいDVDが入りました

「ズートピア」「ティンカー・ベル」「バズ・ライトイヤー」「モンスターズ ユニバーシティ」の4本です。

※DVDの貸出期間は2週間です

図書館では予約を受付けています。

その他ご要望は図書館にお問い合わせください

◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 Tel 042-598-1160

村民ひろば

“スポレク部”メンバー募集!

檜原村スポーツ協会スポーツレクリエーション部（通称：スポレク部）では、一緒に活動して下さるメンバーを募集しています。現在は「グラウンドゴルフ教室」（年12回程度、土曜日または日曜日に開催）の運営を中心に、参加者の皆さんと和やかな雰囲気の中で活動中です。スポーツが好きな方、地域活動に関心のある方のご連絡をお待ちしています!

○主な活動：グラウンドゴルフ教室（総合運動場） ○対 象：20歳以上、村内在住・在勤者

◎ 問い合わせ先 檜原村スポーツ協会事務局（檜原村教育課社会教育係）
Tel 042-598-1011 内線 227

その他

「花粉の少ない森づくり運動」へのご参加・ご協力をお願いします

都民の約5割が花粉症で悩む中、東京都では花粉の飛散を減らせるよう、花粉を多く発生させるスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギなどに植え替える花粉発生源対策（花粉の少ない森づくり）を多摩地域で進めています。

この取組みをより多くの都民の方に知っていただくため、花粉が多く飛散する時期を中心に、年間を通して様々な媒体での広報や都内各地で木工体験、森林体験イベントなど広くPR活動を行っています。また、「花粉の少ない森づくり募金」へのご協力もお願いしています。

詳しくは「花粉の少ない森づくり運動」ホームページをご覧ください。

皆様のご参加・ご協力をお待ちしています。

◎ 問い合わせ先 東京都農林水産振興財団 TEL 0428-20-8153

「秋川流域観光フェア」を開催します！

- ▽イベント名 秋川流域観光フェア ～春の『焼きたて』大集合！ in フレア五日市～
- ▽日時 令和8年3月21日（土）午前10時～午後3時まで
- ▽場所 フレア五日市（館谷台26番地1）
- ▽内容 春のパンやお菓子がフレア五日市に集合！

秋川流域のパン屋さんとお菓子屋さんがフレア五日市に集結し、おいしいこと間違いなしのパンやお菓子が勢揃いします。また、秋川流域3市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）の特産品も販売し、地域の魅力を味わえる催しです。春の日差しのもと、ご家族やご友人とぜひお越しください。

さらに、秋川流域の温浴施設を紹介する足湯コーナーを設け、温まりながらゆったりと春の訪れを感じていただけます。小さなお子様連れの方も安心してご参加いただけます。

◎ 問い合わせ先 あきる野市役所観光まちづくり推進課 TEL 042-595-1135

「3.11」この数字を覚えていますか

2011年3月11日に発生した東日本大震災から今年で15年の節目を迎えます。そしてこの甚大な被害をもたらした巨大地震が今後30年以内に約70%の確率で発生すると予想されています。そこで今月は地震に対する備えを見直してみましょう。

大震災が起きた時、調理中だったら…？どこに避難すればいいのか…？非常用品は何を準備していればいいのか…？

そんな時はスマホやインターネットを活用してみてください。地震に対する知識や情報を得ることができます。また、YouTube東京消防庁公式チャンネルでも【地震そのとき10のポイント】や【地震に対する10の備え】がアップロードされているのでぜひ参考にしてみてください。

防災意識を高めて自分と大切な人を守りましょう！

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

3月は自殺対策強化月間です 自殺防止！東京キャンペーン ～話してみよう 糸口みつけるから～

- 1 特別相談 関係機関と連携して、電話相談の受付時間の延長などを行います。いずれの窓口も、相談は無料です。

窓口名称【実施機関】	電話番号	特別相談期間
フリーダイヤル特別相談 【NPO 法人 国際ピフレンダーズ 東京自殺防止センター】	0120-58-9090 03-5286-9090	3月1日[日]～3月7日[土] 午後8時～午前2時30分 ただし[月]午後10時30分～ [火]午後5時～
有終支援いのちの山彦電話 —傾聴電話— 【NPO 法人 有終支援いのちの山彦電話】	03-3842-5311	3月の火・水・金・土・日曜日 (ただし第3.4.5日曜日を除く) 各日正午～午後8時
(全国)自殺予防いのちの電話 【一般社団法人 日本いのちの電話連盟】	0120-783-556	毎日16時～21時 3月10日[火]～3月16日[月] 各日24時間
(東京)東京いのちの電話 【社会福祉法人 いのちの電話】	03-3264-4343	毎日24時間
東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～ 【東京都 NPO 法人 メンタルケア協議会】	0570-087478	3月27日[金]～3月31日[火] 各日24時間
自死遺族傾聴電話 【NPO 法人 グリーフケア・サポートプラザ】	03-3796-5453	3月3日[火]～3月7日[土] 各日午前11時～午後5時
自死遺族相談ダイヤル 【NPO 法人 全国自死遺族総合支援センター】	03-3261-4350	3月9日[月]～11日[水] 各日正午～午後5時
多重債務110番 【東京都消費生活総合センター】	03-3235-1155	3月2日[月]・3日[火] 各日午前9時～午後5時

2 その他東京都の相談窓口

窓口名称【実施機関】	受付時間	QRコード
相談ほっとLINE@東京 【NPO 法人 メンタルケア協議会】	毎日午後3時～午後10時30分	
とうきょう自死遺族総合支援窓口 【NPO 法人 全国自死遺族総合支援センター】	【電話相談】03-5357-1536 毎週[月]～[金] 午後2時～午後6時 } 祝日を除く 毎週[日] 午後1時～午後5時 } 【メール相談】 毎日受付(※概ね1週間以内に返信)	

※フリーダイヤル以外の相談先は、通話料・通信料がかかります。

※0570で始まるナビダイヤルは、無料通話やかけ放題プラン等の対象外です。

◎ 問い合わせ先 東京都保健医療局保健政策部健康推進課自殺総合対策担当
TEL 03-5320-4310

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.117



「前列左から、高橋政樹、林陽浩、
後列左から、松本圭史、中澤大樹」



檜原に来て幸せ太りした私です！
健康に気を付けてこれからも頑張り
ます！

なかざわ だい き 中澤 大樹（出畑在住）

これが最後の広報原稿になります！

檜原村に来て3年間はあっという間でしたが、本当にみなさんに支えていた
だいて活動をする事ができました。

体操や畑仕事、お祭りやイベントのお手伝いをさせていただきましたが、前
職を続けていたら、経験することができないことを沢山経験させていただきま
した。

本当に檜原村にきてよかったなと思う3年間でした！

任期が終了後も引き続き南郷に住み続けていきます。

また、今後の活動はほとんど変えず、みなさんのためになるようなことを仕事にしていけたらと思います！
これからもよろしくお願いいたします。3年間ありがとうございました！

まつもと よしふみ 松本 圭史（上元郷在住）

もともと持っていたケアマネと社会福祉士の資格を活かし、一昨年9月
から、月に4~5日、協力隊の休日に福祉けんこう課の仕事をしています。
仕事の内容は、主に介護保険の認定調査です。日常生活の様子や困りごとな
などを聞き取り、要介護度を定めるための調査票を作成しています。檜原村内
だけでなく、あきる野市、日の出町、青梅市、八王子市、福生市、羽村市の
病院や福祉施設などにも調査に伺い、今までに150件以上の調査票を作成
しました。来年度も地域の皆さんのお役に立てるよう、福祉けんこう課の業
務を続けていきます。

はやし あきひろ 林 陽浩（千足在住）

村の教養講座「水彩画教室」に参加しました。絵を描くのは実に30ウ
ン年振りになります。先生の指導を受けながら、鉛筆でスケッチをしていく段
階まではまずまず順調に進めることができましたが、いざ色を塗ろうとする
と思通りの色が作れず苦労しました。薄く色を重ねて濃淡を出していくの
も難しかったです。それでも、初回にしては上出来かな？と自分を慰めてい
ます。最後に全員の絵を並べて先生から講評を頂いたのですが、皆さんそれ
ぞれの作風があって勉強になりました。今後も村民の方と交流をしながら、上達していければと思います。ゆ
くゆくは、登山×水彩画のガイドツアーも企画してみたいです。



素材を引き出す表面加工により、
ヒノキの質感を高めています

たかはし まさ き 高橋 政樹（千足在住）

1月から本宿にある「株式会社 famfull」でアルバイトを始めました。同社で
は木材を加工し、ノベルティ会社へ製品を納品しています。主にレーザー加工
を使って、コースターから時計までさまざまな製品を製作しており、細かな部
分まで丁寧に仕上げたものづくりが特徴です。私はまだ見習いですが、完成品
の最終工程となる自動カンナでの磨き上げや検品を担当しています。これまで
木材の仕事に関わったことがなかったので、村の約9割が森の檜原村で木につ
いて学べることに感謝です。自分の知らない世界をたくさん知っていくことは非常におもしろいです。



イオン日の出の目の前にある、公立
阿伎留医療センターにも調査に行き
ます



モチーフは「紫カリフラワー」でした

その他

学校だより

いま、檜原中学校では…

【教育ビジョン】 一人一人が自分の花を咲かせられる学校 ～ウェルビーイング檜中～
【教育目標】 学び考える人 [主体的に学ぶ力]
 心の豊かな人 [主体的に判断する力]
 たくましい人 [健やかな心身を育成するための実践力]

令和7年度 学習発表会

1年間の学習の成果を発表する場として、学習発表会（舞台発表・展示発表）を下記のとおり実施します。
 目的は（1）1年間を通して得た檜原村についての知識を整理し、工夫して発表する。（1学年）
 （2）檜原村と他地域を比較してまとめたり整理したことをより良く他者に伝える。（2学年）
 （3）1年間通じて探究したことをより具体的に、他者に伝える。（3学年）です。

舞台発表では、生徒自らが主題を設定したうえで、情報を収集・整理・分析し、意見交換や共有など、対話的協働的に学習活動を進め、「檜原村について知り、深く理解し、檜原村の今と未来に貢献できる」ことを目標として取り組んできた学習『つなごう未来の檜原プロジェクト』の研究発表をします。

まだまだ未熟な中学生の考えではありますが、生徒一人一人が真剣に考えて導き出した今後の檜原村に必要な取組等は、村の施策や発展などに何らかの形で結びつけられるものがあるのではないかと考えます。お忙しい中とは思いますが、お時間ございましたら、ご来場ください。

なお、ご来場の際は、受付をお願いいたします。

【舞台発表】

・日	時	令和8年 3月 7日（土）	午前9時15分～午前11時5分（受付開始 午前9時～）
		荒天延期 3月11日（水）	午前9時15分～午前11時5分（受付開始 午前9時～）
・会場		檜原学園檜原中学校体育館	
・プログラム		①開会式	午前9時15分～（10分）
		②1年 総合的な学習の時間 発表	午前9時25分～（20分）
		③2年 総合的な学習の時間 発表	午前9時45分～（20分）
		④3年 総合的な学習の時間 発表	午前10時5分～（20分）
		⑤音楽科 発表	午前10時25分～（30分）
		⑥閉会式	午前10時55分～（10分）



※時間は目安です。また、内容は一部変更になる場合があります。

【展示発表】

・日	時	令和8年 3月 7日（土）	午前8時30分～午前9時10分	午前11時5分～午後1時
		10日（火）	午前9時～午後1時	
		荒天延期 3月11日（水）	午前8時30分～午前9時10分	午前11時5分～午後1時
・会場		檜原学園檜原中学校 校舎2階 （オープンスペース、図書室、少人数教室）		
・内容		各教科等で今年度取り組んだ学習のまとめや作品の展示		



※写真は昨年度のものです

【3月・4月の予定】

【3月】

- 7日（土）学習発表会
- 9日（月）振替休業日
- 13日（金）三年生を送る会
- 16日（月）卒業式予行練習
- 19日（木）卒業式
- 25日（水）修了式・離任式
- 26日（木）春季休業日始

【4月】

- 5日（日）春季休業日終

- 6日（月）始業式
- 7日（火）入学式
- 8日（水）身体測定
- 10日（金）新入生歓迎会
- 17日（金）交通安全教室
- 21日（火）村学力調査
- 23日（木）全国学力学習状況調査（3年）
- 24日（金）保護者会、授業参観日、進路学習会

※変更等になることもあります。

その他

～冬の払沢の滝 氷瀑の季節～

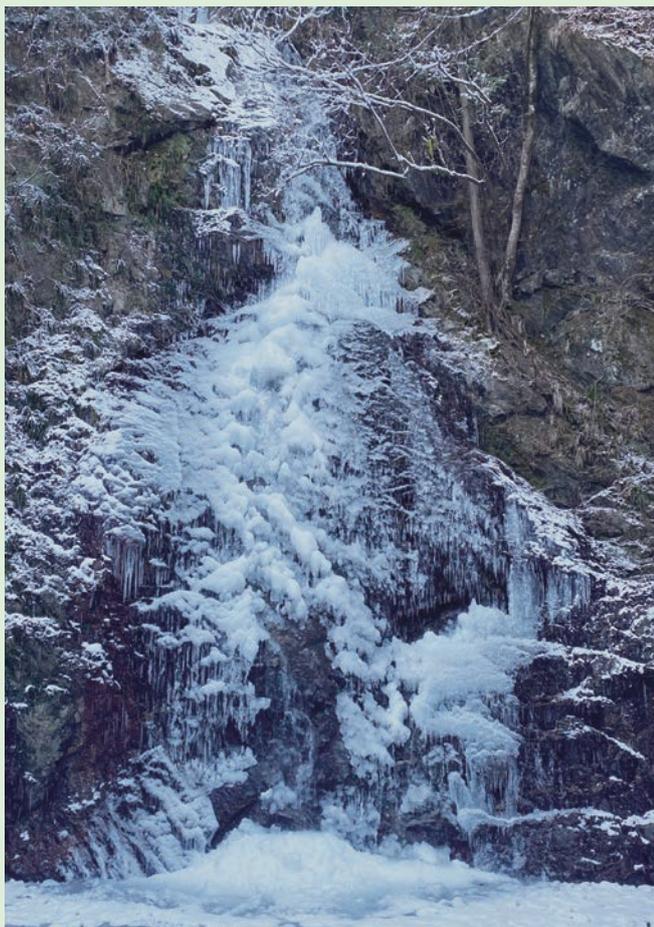
冬の檜原村の風物詩である氷瀑をテーマに、「氷瀑クイズ」と「フォトコンテスト」を実施しました。

氷瀑クイズでは多くの方にご参加いただき、結氷の様子を見守っていただきました。

最大結氷日は、1月26日（月）の70%となりました。

フォトコンテストには、氷瀑の迫力や美しさを捉えた作品が多数寄せられ、冬の檜原村の魅力を改めて感じる機会となりました。

ご参加・ご応募いただいた皆さま、ありがとうございました。



休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話
3月 1日(日)	鈴木内科	あきる野市 館谷156-2	042-596-2307
8日(日)	櫻井病院	あきる野市 原小宮1丁目14-11	042-558-7007
15日(日)	まつもと耳鼻咽喉科	あきる野市 秋留1-1-10 あきる野外コックナ1F	042-550-3341
20日 (金・祝)	小机クリニック	あきる野市 小中野160	042-596-3908
22日(日)	あきるの杜きずなクリニック	あきる野市 五日市149-1	042-596-6736
29日(日)	草花クリニック	あきる野市 草花2724	042-558-7127
受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

* 午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認してください。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323
携帯電話・PHSは #7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (2月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,102 世帯(6人増) 人口 1,901 人 (1人減)
男 952 人 (増減なし) 女 949 人 (1人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 一期一会

3月に卒業を迎える10名の中学3年生です。

皆様の未来が輝きに満ちたものでありますように…

ご卒業おめでとうございます。